

第4章

プランの体系

基本目標Ⅰ

明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

施策の方向性 1 豊かな人間性や社会性を育むための支援

主な取組

- (1) 多様な体験活動の推進
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 読書活動の推進
- (4) 道徳教育の推進
- (5) 人権尊重の教育・啓発の推進

施策の方向性 2 社会参加及び自立への支援

主な取組

- (1) 職業的自立への支援
- (2) 産業人材の育成
- (3) グローバル人材の育成
- (4) 社会的課題に対応する教育の推進
- (5) ネットリテラシー・情報モラル教育の促進

基本目標Ⅱ

困難を有する青少年への支援

施策の方向性 1 困難な状況に応じた支援

主な取組

- (1) 若年無業者(ニート)やひきこもりの若者への支援
- (2) 障害のある子供・若者への支援
- (3) いじめ、不登校、高校中退対策の推進
- (4) 子供の貧困対策の推進
- (5) 児童虐待など特別な配慮を必要とする子供・若者への支援
- (6) 多様な機関の連携による相談・支援体制の充実

施策の方向性 2 青少年の非行対策

主な取組

- (1) 非行防止の取組の推進
- (2) 非行少年の立ち直り支援
- (3) 喫煙・飲酒防止対策等の推進
- (4) 薬物乱用対策の推進

基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

施策の方向性 1 健やかな成長を見守る家庭・学校・地域の環境整備

主な取組

- (1) より良い家庭環境づくりへの支援
- (2) 家庭・学校・地域が連携した教育の推進
- (3) 放課後の居場所や活動の場づくりの推進
- (4) 幼児教育の推進と小学校教育との円滑な接続
- (5) 地域活動の促進と気運の醸成

施策の方向性 2 健やかな成長を支える社会の環境整備

主な取組

- (1) インターネット対策の推進
- (2) 犯罪被害防止対策の推進
- (3) 交通安全対策・災害安全教育の推進
- (4) 子供の権利救済・相談体制の整備
- (5) 青少年の健やかな成長を育む環境の充実

第5章

施策の展開

基本目標 1 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

施策の方向性 1 豊かな人間性や社会性を育むための支援

青少年の規範意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など豊かな人間性を育むため、自然との触れ合い体験や社会体験、文化芸術やスポーツ活動など、様々な体験活動を促進します。

また、健やかな発達・成長のため、望ましい生活習慣を身に付けることや健康づくりを進めます。

主な取組

(1) 多様な体験活動の推進

① 多様な体験活動の推進

- 地域の方々の協力を得て、青少年が夢や目標の発見、心の豊かさを実感するとともに地域の方々との交流など多様な体験機会を提供します。【県民生活部】
- 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。【県民生活部】
- すべての小・中学生、高校生が、自然体験、職場体験、社会奉仕体験など発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動」を推進します。【教育局】

② 自然体験、農業体験等の推進

- 自然ふれあい施設における体験講座やげんきプラザ等における自然体験活動や集団宿泊活動を通じて、豊かな人間性を育みます。【環境部、教育局】
- 農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファームの充実を図ります。【農林部】

③ 社会体験活動等の推進

- 青少年が広い視野に立ち物事を考える力や感受性などを養うため、青少年育成埼玉県民会議や国等の機関と連携して、青少年の主張大会などに取り組みます。【県民生活部】
- 社会福祉協議会と連携して、小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習を促進します。【福祉部】

④ 文化芸術活動・スポーツ活動の推進

- 多様な文化に触れることができるよう、子供たちの文化活動への参加促進に取り組みます。【県民生活部】
- 次代のスポーツ界を担う若い人材の発掘・育成に取り組みます。また、本県に本拠地を置くトップチームや本県ゆかりのトップアスリートとの交流を進めます。【県民生活部】
- 2020オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019の開催を契機に、子供たちのスポーツに親しむ心を育て、健やかな成長を支えます。【県民生活部】
- 市町村や総合型地域スポーツクラブなど関係するスポーツ団体と連携し、スポーツ大会やイベント等を開催します。【県民生活部】

(2)健康づくりの推進

① 食育の推進

- 食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めることを目指し、県民が一体となった食育に取り組みます。【保健医療部】
- 子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、家庭・地域とも連携して、学校における食育の指導体制の充実に取り組みます。【教育局】

② 健康教育等の充実

- 児童生徒の心身の健康の保持・増進を図るため、学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 思春期における妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発を行います。【保健医療部】

③ 保健・医療の充実

- 小児救急電話相談（＃8000）の充実や子供の救急ミニガイドブック配布などにより、保護者の不安解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。また、あらゆる機会を捉えて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。【保健医療部】
- 保健所において、定期的に、医師など専門職による子供の心の健康相談を実施します。【保健医療部】

(3) 読書活動の推進

- 青少年の健全育成に特に役立つ図書を埼玉県推奨図書と認定し、青少年や保護者に対して広報・啓発活動を行います。【県民生活部】
- 家庭、地域、学校における子供の読書活動を支援し、子供の読書活動の習慣化を目指します。【教育局】

(4) 道徳教育の推進

- 本県独自の道徳教材を活用するなど、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた道徳教育に取り組み、規範意識を高めます。【教育局】

(5) 人権尊重の教育・啓発の推進

① 人権教育・啓発の推進

- 「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種啓発活動や、地域啓発指導者・企業人権担当者等を対象とした研修会などを実施します。また、性的少数者の偏見や差別の解消を図るため、県民向け講座を開催します。【県民生活部】
- 県民等へ障害及び障害者に対する正しい理解を得るための普及啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を進めます。【福祉部】
- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。【教育局】

② 命の大切を考える機会の提供

- 青少年を対象に、どうぶつ愛護教室などでの動物とのふれあいを通じ、命を慈しむ心や思いやりの心を醸成します。【保健医療部】

施策の方向性 2 社会参加及び自立への支援

青少年が勤労観や職業観を醸成するようキャリア教育を推進するとともに、社会的・職業的に自立できる力を身に付けられるよう支援します。

また、情報化・グローバル化などが急速に進む社会の変化に対応するため、情報を正しく活用する力や様々な社会的課題に主体的に取り組み、解決する力を育成します。

さらに、我が国と郷土を愛するとともに、多様な文化や価値観を認め合いながら、世界を視野に入れて活躍できる人材を育成します。

主な取組

(1) 職業的自立への支援

① 勤労観・職業観の醸成

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。【教育局】
- 社会人・職業人として自立できるよう、小・中・高校生を対象に職場体験やインターンシップ、就職相談を地域や産業界、関係機関と一体となって実施します。【教育局】
- 職業意識を高め、企業への理解を促進するため、大学生を対象とした県内企業等におけるインターンシップなどを実施します。【産業労働部】

② 就労支援

- 希望する若者が安定した職と収入を得て生活できる社会を実現するため、ヤングキャリアセンター埼玉等において就職活動を支援します。【産業労働部】
- これから就職する学生等に対して労働ルールの周知を進めます。【産業労働部】

(2) 産業人材の育成

- ものづくり体験教室やイベント等の開催により、次代を担う青少年が技能の現場に興味を持ち、その魅力に直接触れる機会を設けます。【産業労働部】
- 高等技術専門校において、高校卒業者等の若年者を中心に、本県のものづくり産業の発展を支える人材を育成します。【産業労働部】
- 若年者のものづくり分野への動機付け、入職を促進するため、これから進路を考えようとする高校生を対象に、県内ものづくり企業や職業訓練施設を訪問するバスツアーを実施します。【産業労働部】
- 技能検定の受検や技能五輪全国大会等の技能競技大会への出場などを支援し、若年技能者の技能向上を促進します。【産業労働部】

(3) グローバル人材の育成

- 姉妹友好州省との友好親善の礎となる人材を、奨学生として派遣します。【県民生活部】
- 大学生等の県内企業の海外拠点等でのインターンシップを促進します。【県民生活部】
- 世界で活躍する人材を育成するため、高校生を対象に、海外大学への派遣や、国内大学との連携による質の高いカリキュラムの研究・実践を行います。【教育局】

(4) 社会的課題に対応する教育の推進

① 環境学習の推進

- 多様化する環境問題に対応する力を育成するため、環境科学国際センターでの体験学習の実施や環境アドバイザー等の派遣による環境学習機会の提供を推進します。【環境部】

② 消費者教育の推進

- 学校等での消費生活講座の開催などにより、若年者被害の未然防止を図ります。【県民生活部、教育局】

③ 主権者教育の推進

- 選挙権年齢の18歳以上への引き下げを契機に、政治的教養を育む教育の一層の充実を図ります。【教育局】
- 若年層の政治意識を高めるため、学校等での選挙啓発出前講座やイベントを活用した模擬投票の実施などの取組の強化を図ります。【企画財政部】

④ ライフデザイン構築のための支援

- 仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなどについて、切れ目のない知識を提供し、自らのライフデザインを考える機会づくりを支援します。【福祉部】

(5) ネットリテラシー・情報モラル教育の促進

- ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットの危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。【県民生活部】
- 児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティの適切な指導を行います。【教育局】
- インターネット上のトラブルを解消するため、関係機関と連携するとともに、教職員への研修の実施や、保護者、児童生徒への啓発を行います。【教育局】

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

施策の方向性1 困難な状況に応じた支援

若年無業者、いわゆるニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営むことが困難な者、障害のある子供や若者、経済的困窮など困難を有する青少年に対して、一人一人の発達段階やその置かれた状況に応じた専門的支援の充実を図ります。

また、こうした若者が抱える課題は様々な問題が複雑に絡み合っていることから、様々な関係機関の連携強化を図り、総合的な支援に取り組みます。

主な取組

(1) 若年無業者(ニート)やひきこもりの若者への支援

① 若年無業者(ニート)への支援

- 若者自立支援センター埼玉において若年無業者(ニート)が自立できるよう支援します。また、ヤングキャリアセンター埼玉において就職活動を支援します。【産業労働部】

② ひきこもりの若者への支援

- 精神保健福祉センターや保健所に、ひきこもりの問題を抱える本人やその家族を対象とした相談窓口を設置します。【保健医療部】
- ひきこもり相談サポートセンターにおいて、関係機関との協力・連携のもと、情報提供や助言など適切な支援を行います。【保健医療部】

(2) 障害のある子供・若者への支援

① 特別支援教育の推進

- 各市町村との連携のもと、学校に障害のある子供とない子供がともに学ぶ支援籍を普及し、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。【教育局】
- 各学校において、障害のある子供に一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画の作成など体制整備に取り組みます。特別支援学校においては、小・中学校等への支援のためのセンター的機能の充実を図ります。【教育局】
- 障害のある生徒の社会参加と自立を実現するため、関係機関や企業と連携しながら、特別支援学校の生徒に対する職業教育の充実や就労支援を進めます。【教育局】

② 自立・社会参加の推進

- 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を推進します。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。【福祉部】
- 障害者の受入れが可能な企業を積極的に開拓して就業率の向上に努めます。障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就業相談や生活支援、就職後の定着支援などを行います。【産業労働部】

③ 発達障害のある子供・若者への支援

- 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害の支援ができる人材の育成や親への支援、地域の支援機関への助言、県民の方からの相談に応じるなど発達障害のある子供や保護者の方が、日常生活に必要な支援が受けられる地域づくりを推進します。【福祉部】
- 発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センターや個別療育と親支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。【福祉部】
- 成人期の発達障害者とその家族への相談支援や地域の支援機関への助言・支援を実施します。また、発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを設置し、就労の相談から就職、職場定着までをワンストップで支援します。【福祉部】

(3) いじめ、不登校、高校中退対策の推進

① いじめ防止

- 教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめの防止及び早期発見・早期対応に努めます。【教育局】
- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。(再掲) 【教育局】
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援等により、教育相談活動を推進します。【教育局】
- 埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。【県民生活部】
- 「いじめ撲滅強調月間」において、協力団体と合同でキャンペーンを行います。【県民生活部】

② 不登校対策の推進

- 中学校一年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。【教育局】

③ 高校中退対策の推進

- 高等学校への適応能力や人間関係づくりの向上を目的とした社会体験活動を実施するなど、生徒に自立する力を身に付けさせる取組を推進します。また、中途退学を考えている者等へのフォローアップ体制の充実を図ります。【教育局】

(4) 子供の貧困対策の推進

① 学習・教育支援

- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、将来の自立に向けて、学習教室の開催等を通じ高校進学・高校中退防止を支援します。【福祉部】
- 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金を貸与し、その修学を支援します。【教育局】

② 生活・就労支援

- 進学や就労を目指す生活困窮世帯の子供を支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。【福祉部】

③ 経済的支援

- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。【福祉部】

(5) 児童虐待など特別な配慮を必要とする子供・若者への支援

① 児童虐待防止対策の推進

- 24時間児童虐待通報に応じられるよう夜間や休日に県内全域をカバーする電話受付窓口を運営するとともに、緊急の場合には、管轄の児童相談所が地域の児童福祉関係機関と連携して速やかに対応します。【福祉部】
- 虐待により心に傷を負った児童のケアを重点的に行うため、一時保護所に心理担当職員を配置するとともに、児童精神科医が診断や指導を実施します。【福祉部】
- 虐待（再発）防止のため、児童相談所の心理・家族支援担当の機能を強化します。また、「家族支援プログラム」を用いて、虐待などにより施設に入所した児童を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【福祉部】
- 家庭での養育が困難な子供を家庭的な環境で養育するため、里親制度の普及・啓発を進めます。【福祉部】
- 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、児童虐待防止に関する広報・啓発活動を実施します。【福祉部】
- 学校における児童虐待対応の中心となる教職員などへの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止教育を推進します。【教育局】

② 若者の自殺防止対策の推進

- NPO法人などの活動への支援や相談体制の充実を図るなど、自殺対策を進めます。【保健医療部】

③ 外国人児童生徒の日本語学習や就学に対する支援

- 日本語を母語としない子供たちのために、日本の高校進学について多言語で説明するガイダンスを開催します。【県民生活部】
- 帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置します。ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。【教育局】

④ 児童養護施設に入所している児童への支援

- 児童養護施設等の入所児童へのケアの充実を図るとともに、退所後に自立できるようアフターケアを行います。【福祉部】
- 児童養護施設の子供など要支援若年者やその支援者に対し、消費生活講座の開催などにより、自立に向けた支援を行います。【県民生活部】

⑤ 性同一性障害等の青少年への支援

- 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、きめ細やかな対応に努めます。【教育局】

(6) 多様な機関の連携による相談・支援体制の充実

① 各相談機関の連携強化

- 困難を有する青少年を総合的に支援するために、個別の相談機関の情報を一元化して提供し、利用促進を図ります。【県民生活部】
- 各相談機関担当者の研修等を実施して連携の強化を図り、効果的な相談実施につなげます。【県民生活部】

② 市町村等への支援

- 市町村等に対し専門家を派遣するなどし、ケースに応じた適切な相談・支援が対応できるよう支援します。【県民生活部】
- 市町村担当者や民間団体の相談員の研修等を実施して、職員等の資質向上と市町村間のネットワークづくりを支援します。【県民生活部】

施策の方向性 2 青少年の非行対策

青少年の非行の未然防止や早期対応に取り組むとともに、再犯防止のための立ち直り支援を地域における団体や企業等の協力を得て進めていきます。

また、青少年を取り巻く有害環境の健全化を図るため、有害図書や喫煙・禁酒、薬物乱用等の防止に取り組みます。

主な取組

(1) 非行防止の取組の推進

① 青少年健全育成条例に基づく取組の推進

- 青少年を有害な環境から守るため、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に周知徹底します。【県民生活部】
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。【県民生活部】

② 非行防止パトロール等の推進、普及啓発

- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議などと連携した普及啓発活動や、国・市町村等と連携した非行防止キャンペーンに取り組みます。【県民生活部】
- 市町村や青少年育成推進団体等による非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。【県民生活部、警察本部】
- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。【教育局、警察本部】
- 少年の非行防止や、少年が非行に巻き込まれることを防止するため、少年警察ボランティアと連携して街頭補導活動などの非行防止活動に取り組みます。【警察本部】
- 関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに、県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。【県民生活部】

③ 基礎学力の定着

- 学校生活への意欲の減退を防止するため、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。【教育局】

(2) 非行少年の立ち直り支援

- 関係機関やNPO等の民間団体と連携して、非行少年やその保護者等からの相談に応じるなど、非行少年等の立ち直りを支援します。【県民生活部】
- 非行少年の立ち直り支援のため、企業や団体での体験等を通じて社会性を身に付けながら、自立を支援します。【県民生活部】
- 生徒の非行が深刻化している学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、学校の正常化を図るための支援活動に取り組みます。【警察本部】
- 少年非行など問題を抱える少年やその保護者に対して、継続相談や社会参加活動等による立ち直り支援活動に取り組みます。【警察本部】

(3) 喫煙・飲酒防止対策等の推進

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、未成年の喫煙・飲酒対策に取り組みます。【県民生活部】

(4) 薬物乱用対策の推進

- 若者を中心とした啓発や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や危険ドラッグに係るインターネット監視などの取締りを徹底します。【保健医療部】
- 薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。【教育局】

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

施策の方向性1 健やかな成長を見守る家庭・学校・地域の環境整備

家庭の教育力向上のため保護者に対する学習の機会を提供するとともに、学校や地域が連携して家庭を支え、青少年を見守り育てる社会づくりを進めます。

また、青少年の健全育成支援について、県民・団体・企業など様々な主体の参画を促進し、一層の充実を図ります。

主な取組

(1) より良い家庭環境づくりへの支援

① 家庭の教育力向上への支援

- 優良図書の普及や、子ども読書支援センターの活動などにより、親子で読書に親しむ機会の充実に取り組みます。【教育局、県民生活部】
- 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進するとともに、「親の学習」の指導者を養成します。【教育局】
- 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などを活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親としての育ちや子育てを支援します。【総務部、福祉部】

② 普及啓発、気運の醸成

- 家族の絆を深め、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図るため、「家庭の日」の普及を推進します。【県民生活部】
- 関係機関や民間施設などの協力を得て、家族のふれあいづくりを深めるきっかけづくりを支援するなど、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図ります。【県民生活部】
- 家庭生活において、性別による固定的役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。【県民生活部】

(2) 家庭・学校・地域が連携した教育の推進

- 家庭・地域との連携により、学校体育活動や運動部活動の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組みます。【教育局】
- 家庭や地域の関係機関と連携を図り、学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 県立高校において、生徒の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関などと連携した教育活動を推進します。【教育局】
- 「学校応援団」の活動を通じて、学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を支援します。【教育局】
- 全県立学校で実施している学校関係者評価と、第三者評価により、学校の教育活動や学校運営の更なる改善・充実に取り組みます。
小・中学校についても、すべての学校で実施している学校関係者評価の結果が公表されるよう市町村に働きかけます。【教育局】

(3) 放課後の居場所や活動の場づくりの推進

- 小学校の余裕教室などを活用した子供達の安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域住民の参画を得た子供達の活動を支援します。【教育局】
- 放課後児童クラブにおいて、全ての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】

(4) 幼児教育の推進と小学校教育との円滑な接続

- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針の内容の定着を図り、幼稚園・保育所等において、家庭と連携・協力し「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。【教育局、福祉部】
- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園教員や保育士と小学校教員との相互交流や合同研修会を行うとともに、幼児と児童の様々な交流活動などを推進します。【教育局】

(5) 地域活動の促進と気運の醸成

① 地域活動の促進

- 青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。【県民生活部】
- 子供たちとボランティア団体等をつなぐなど、地域で子供を育てる仕組みづくりに取り組みます。【県民生活部】
- 大学やNPO、青年会議所等が連携して実施する「子ども大学」の更なる充実を図るなど、子供の学ぶ力や生きる力の向上と地域で子供を育てる仕組みづくりを推進します。【教育局】
- 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。（再掲）【県民生活部】

② 普及啓発、気運の醸成

- 地域や企業と協力しながら、子育て家庭優待制度などについて、より利用しやすくなるよう拡充を図ります。【福祉部】
- 「彩の国教育の日」（11月1日）及び「彩の国教育週間」（11月1日から7日まで）における学校公開や講演等の取組を通じて、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。【教育局】

施策の方向性2 健やかな成長を支える社会の環境整備

インターネットにおける違法・有害情報から青少年を守る取組を進めるとともに、犯罪被害等に遭いにくい安心・安全な社会環境づくりに取り組みます。

また、交通事故などの安全教育を推進するとともに、いじめなど子供の権利侵害の問題にも取り組みます。

主な取組

(1) インターネット対策の推進

- ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットの危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。(再掲)【県民生活部】
- サイバーパトロールの実施やネット防犯パトロールボランティアからの通報などにより、インターネット上に氾濫する違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。【警察本部】
- フィルタリングサービスの活用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。【県民生活部】

(2) 犯罪被害防止対策の推進

① 防犯に対する意識の啓発

- 学校・家庭・地域が連携した防犯教室等を実施し、児童生徒の防犯意識の向上を図ります。【教育局】
- 児童の性的被害を防止するための広報、啓発活動に取り組みます。【県民生活部、警察本部】

② 安心・安全なまちづくりの推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」による「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進します。【県民生活部】
- 県民が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」等によるパトロール活動を支援します。【県民生活部】
- 防犯カメラの設置など、市町村の行う子供の安全・安心に関する事業を支援します。【県民生活部】
- 児童生徒の登下校の見守りなど、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで学校安全に取り組みます。【教育局】
- 犯罪から子供を守るため、防犯情報や事件情報等の発信を行います。【警察本部】

(3)交通安全対策・災害安全教育の推進

- 県・警察本部・教育委員会・関係機関・団体が連携して、交通安全運動など交通安全対策に取り組みます。【県民生活部、教育局、警察本部】
- 交通安全教室の実施などを通じて、自転車による交通事故の防止とマナーアップに取り組みます。【教育局、警察本部】
- 学校における避難訓練を計画的に実施し、児童生徒の危機対応能力の基礎を培います。また、危機管理マニュアルの充実や教職員を対象とした研修を充実します。【教育局】

(4)子供の権利救済・相談体制の整備

- いじめや体罰などの子供の権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子供の気持ちを最優先に考えて相談に応じます。【福祉部】
- 子供の権利侵害の問題を解決するため、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】

(5)青少年の健やかな成長を育む環境の充実

① 子育て環境の充実

- 子育て家庭が交流や相談ができる地域子育て支援拠点の運営費を助成し、市町村を支援します。【福祉部】
- 子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリー・サポート・センターのスタッフ向けの研修を実施します。【福祉部】

② 健やかな成長を育む自然環境や都市公園等の整備

- 都市部の緑の保全・創出の気運の醸成を図るため、彩の国みどりのサポーターズクラブの普及など、県民、NPO、事業者等の自主的な活動を支援します。【環境部】
- 県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、地域に親しまれる水辺環境の整備に取り組みます。【県土整備部】
- 県民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションなどの憩いの場として活用できる安全でゆとりのある県営公園の整備を進めます。【都市整備部】

埼玉県青少年健全育成・支援プラン
(平成30年度～平成34年度)

平成 年 月

埼玉県県民生活部青少年課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2905

FAX 048-830-4754

メール a2905@pref.saitama.lg.jp